\*p0 環境影響評価法では「環境の保全の見地からの意見」しか取り扱わないことになっているが、今後、武豊町長が求められる意見も「環境の保全の見地からの意見」からの意見に限定されるのか?

また、町長として事業全体に対する賛否、条件などはいつの時点で、どのような形で表明する法手続きがあるのか? 港湾法や公有水面埋立法など関係法との関係も含めを、方法書の段階で明記すべきである。

- \*p0 表紙の裏のページに衣浦3号地の公有水面埋立免許の今までの手続きが記載してあるが、埋立の上位計画である港湾計画が、浚渫土砂で埋め立てることになっているのに、廃棄物で埋め立てる計画で手続きを進めるというやり方はおかしい。本来上位計画の港湾計画の変更手続きをとり、その中でもっと大きな立場の総合的な港湾計画のアセスメントをし、その変更後にその変更内容でアセス法のアセスを行うべきである。
- \* ここに埋めるはずの浚渫土はどうするのか、埋立計画 500ha を 200ha へと改定作業中の三河港港湾計画のように、もういらないと言うことで過大な港湾計画であったと認めるのか、それとも他に新しく浚渫土造成地を計画するのか、工業用地の造成はさらに遅れるがいいのか。このことをまず最初の方法書の段階で明記すべきである。
- \* 更に、このような異常な手続きを誰がどんな責任で決めたのか、どこまで責任を取れるのか、文書での証拠はあるのか、を聞いているのであり、関係者と相談して決めていこうなどと抽象的なことを聞いているのではない。これだけ武豊町を最終処分場のアセスメントで騒がせたあとで、港湾計画ではやはり最終処分場は必要ないということになったら、誰がどう責任をとるのか? このことをまず最初の方法書の段階で明記すべきである。
- \*p5 残存容量は 15 年度までしか示していないが(当日配布の概要版 p 5 の図)、県のホームページで一般廃棄物の最終処分場の残存容量は 15 年度の 296 万 m3 が 16 年度に 323 万 m 3 に増え、残余年数は 10.0 年が 12.7 年と着実に増えてきている。あわてて手続きを進める理由にはならない。武豊町の最終処分場の残余年数は 16 年度は 18,980m3 残り、1 年間に 1,316m3 埋めたから、残存年数は 18,980/1,316=14.4 年もあるはず。現在、衣浦ポートアイランドに埋めている焼却灰を持ってくることになっても、今年 2 月から分別収集も強化されたのでもっと伸びるだろう。武豊町にとっては道路渋滞など迷惑なだけだ。じっくりと武豊町民が納得できる説明をすべきである。
- \*p5 産業廃棄物については、16年度 (H17.1.31) に瀬戸市のクリーン開発に 316 万m 3 の許可をし、既存の 100 万m 3 を拡張し 200 万m 3 以上の新規容量が確保されたので、中電のような自社処分を除く埋立量 113 万トン=84 万m 3 (比重 1.35) (方法書 p 4)が全て県内で最終処分されたとしても、産業廃棄物の最終処分場の残存容量は 15年度の 932 万m 3 が、+200 万 -84 万で 16年度には 1,000 万m 3 を超え。残余年数は 5.9年が 9年近くなるはずである。

「廃棄物最終処分場はたいへん逼迫した状況になっている。」と主張する県が、16年度の産業廃棄物の

資料を大至急確定してから再度説明すべきである。

\*p6 最終処分場の規模で「県内で発生し、最終処分される廃棄物量の半分程度を受け入れる規模とする」とあるが、半分程度というのは、いつ、誰が、どのように決めたのか、その根拠・出典を明記すべきである。

\*p6 最終処分場の規模で「県内で発生し、最終処分される廃棄物量の半分程度を受け入れる規模とする」とあるが、現在改定作業中の三河港港湾計画では、東三河の「産業廃棄物は平成 25 年度には最終処分場の残存容量が無くなることが想定される。」「地域外へ搬出される廃棄物を減らし、廃棄物の健全な処理環境を整備するため、地域内に最終処分場を早期に整備する必要がある。」として、対処地域排出量 1,193 千m3 のうち三河港投入量を約半分の 589 千m3 と推計している(三河港港湾計画改定作業第 3 回幹事会資料 平成 18 年 2 月 20 日)。つまり、東三河で発生する産業廃棄物の半分は公共関与の最終処分場で対応する、残りは排出事業者で対応する計画である。それなら、東三河からの産業廃棄物はこの衣浦港では受け入れる必要がない。さもないと、東三河の産業廃棄物は半分が三河港、残り半分は衣浦港で最終処分場することになり、排出事業者の自己処理責任は無くなってしまう。県内で発生する産業廃棄物全体で計画するのは明らかに過大計画である。

\*p11 種類別の廃棄物埋立処分量が「愛知県廃棄物処理計画から表 2.2-3 のとおり推計する。」とあるが、その算出方法を明記すべきである。

\*p11 種類別の廃棄物埋立処分量が 9 種類で、受入廃棄物(p10)の 11 種類より少ない理由を明記すべきである。特に第 13 号廃棄物は、有害物質が溶出するためそのままでは埋立てできないものをコンクリートで固型化したものなどであり重要である。量が少ないからと言って無視することは許されない。 \*p11 種類別の廃棄物埋立処分量のうち、一般廃棄物が 156 万トンであるが、年間 15.6 万トンは現在のアセック実績の年間 4~5 万トン (アセックホームページ) と比べ多すぎるのではないか。

\*p11 種類別の廃棄物埋立処分量のうち、安定型廃棄物が合計 215 万トンで合計 665 万トンの 32.3% を占めているが、p9 によれば埋立面積は 6.8ha で埋立部分 41.8ha の 16% しかない。埋立容量も 500 万m3 の 16%の 80 万m3 しかない。面積的にも容量的にも矛盾するのではないか。

\*p11 種類別の廃棄物埋立処分量から、推定される処分料金を推計し記載すべきである。そもそもこれだけの事業を行うのなら、国や県の補助金、処分料金、埋立処分経費、返済利息など、基本的な収支計画を想定し、その妥当性を問うべきである。次に考えている公有水面埋立法では資金計画が必須条件となっているはずである。

\*p11 「廃棄物運搬車両の運行経路は…武豊町内の国道 247 号でなく臨港道路から進入道路を経ることとする。」とあるがその確実な規制手法を明記すべきである。また、臨港道路のどの部分までを指定するのかも記載すべきである。

\*p11 既存の臨港道路武豊線を3km 指定すればもう半田市内である。その場合は、事業実施区域周囲を半田市まで拡大し、半田市内で予測評価すべきであるし、半田市長の意見も求める必要がある。

\*p11 最大の産業廃棄物発生場所である東海市、知多市の臨海工業地帯からの廃棄物搬入車両はどこ

を通過させるのか明記すべきである。

- \*p11 南知多道路の半田 IC から県道 34 号の半田常滑線で臨港道路武豊線に入るためには、現在は国道 247 号の成岩橋交差点までしか通れないからその東、約 1 km の間の住宅及び工場を立ち退かせる必要があるが、整備予定の臨港道路武豊美浜線と同時に供用することを明記すべきである。
- \*p11 半田 IC からの県道半田常滑線が未開通なら、東海市、知多市の臨海工業地帯からの廃棄物搬入車両は産業道路の国道 247 号をまっすぐ来て、県道 269 号の古場武豊線を通り臨港道路武豊線に出てくるか、常滑市大谷から県道大谷富貴線を経由して国道 2 4 7 号線に出てくる可能性が高いが、そうしたことのないよう確実な規制手法を明記すべきである
- \*p11 「知多半島の南部地域からの廃棄物については発生量が少ないことから、廃棄物運搬車両は既存の国道 247 号及び町道を経ることとする。」とあるが、その車両数を具体的に記載すべきである。
- \*p11 東海市、知多市の臨海工業地帯からの廃棄物搬入車両が南知多道路の武豊 IC から県道 272 号で富貴保育園、富貴小学校をかすめて駅東交差点で国道 247 号にでて、いかにも知多半島の南部地域からの車両であると見せかけてくるのを、どのように防ぐかを明記すべきである。
- \*p14 外周護岸及び区間護岸工事について「土圧、上載荷重、地震及び波浪等に充分耐える構造であること」とあるが、それはどのように確認するのか? 説明会での回答の「土質調査など必要な調査」とは、どのような項目を、どんな範囲で、どのように調査するのか? また、必要な設計強度とはどの値を予定しているのか? こうしたことは事業計画の基本になるのだから、方法書の段階で明記すべきである。
- \*p14 外周護岸及び区間護岸工事の標準断面図で、遮水工事の埋立区画側下部のシートは、深層混合 処理した海底とどのように結合させるのか明記すべきである。このまま、シートが敷いてあるだけでは ないはずである。
- \*p14 外周護岸及び区間護岸工事の標準断面図で、海面はどの状態の水位であるのか、護岸上端、と埋立天端のそれぞれまでの高さを記載すべきである。
- \*p15 「遮水方法は二重遮水シートを基本とする」とあるが、その構造は本当に大丈夫か、衣浦ポート アイランドの最終処分場では、完成直後に漏水があったと大きく報道された。こうした事実、それがど う解決されたか、住民の不安に誠実に答える意味で方法書に明記すべきである。
- \*p16 一般に配布されているパンフレットには安定型部分の遮水構造については記載がなく全て2重シート構造かのような誤解を与えるが、概要版 p 14 に「遮水構造なし」とあり、方法書 p16 にだけ「安定型廃棄物埋立区画からの余水は、沈殿処理を経て放流する」と、こそっと記載してある。このように県民をごまかすような姿勢は改めるべきである。
- \*p16 安定型部分についても遮水構造とし、大阪フェニックスのように凝集沈殿処理装置を設けるべきである。
- \*p11 廃棄物の搬入計画では「車両台数は1日あたり約300台(往復で約600台)の計画」とあるが、

p13からの「工事計画」では建設工事用車両の台数が欠落している。その規模(遮水シート用下地土砂、排水路工事、付帯施設用地埋立土砂、管理棟、排水処理施設)、台数を記載すべきである。これではどの程度の影響か検討もつけられない。廃棄物搬入車両(往復で1日約600台、p11)より多いのか、少ないのか。

\*p17 建設工事用車両が渋滞している国道 247号を通るのは異常である。供用時と同様に臨港道路の「延長整備区間(県整備予定)」(p12)が完成するのを待って使用するのが常識である。最終処分場の「逼迫」が最新資料でごまかしであることが明らかなので、二年間の工事期間を少し遅らせるだけですむはずである。

\*p17 また、護岸工事のどの部分が海上輸送か、その規模、船数も記載すべきである。

\*p18 計画策定時における環境配慮事項で、最も基本となる「工事資材の削減」が脱落している。遮水シート用下地の土砂の海上輸送、付帯施設用地造成の土砂をやめ鋼管杭の上に設置したり、海面に浮かせるなど、様々な方法を検討すべきである。

\*p19 主な環境配慮として「廃棄物の受入基準を設定して」とあるが、法律の受入基準より厳しいものを考えているのか? 現在の知多市での埋立ではどんな基準かの説明会での質問に、「受け入れ基準としましては、同等あるいはそれより厳しい基準を設定をしております。」と答えているが、どの項目がどれだけ国より厳しいのか具体的に説明すべきである。 アセックのパンフレットを分析すると、基本は廃棄物処理法のとおり。但しカドミウムは法の0.3を0.1 mg/l に、六価クロムは法の1.5を0.5 mg/lと厳しくしている程度ではないのか。

\*p35 環境騒音の測定地点が図で示されているが、p34 の測定結果が用途地域別に判断できるよう、p133 の騒音に係る環境基準の類型指定の状況を重ね合わせるべきである。

\*p38 自動車騒音の測定地点が図で示されているが、p37 の測定結果が用途地域別に判断できるよう、p135 の騒音規制法による区域指定状況を重ね合わせるべきである。例えば武豊町浅水は道路の東側なのか西側なのか、それぞれで用途地域が異なるはずである。また、測定結果表には道路の東側なのか西側なのか記載すべきである。

\*p40 道路交通振動の測定地点が図で示されているが、p39 の測定結果が用途地域別に判断できるよう、p140 の悪臭防止法による地域の指定の状況を重ね合わせるべきである。例えば武豊町浅水は道路の東側なのか西側なのか、それぞれで用途地域が異なるはずである。また、測定結果表には道路の東側なのか西側なのか記載すべきである。

\*p42 悪臭の測定地点が図で示されているが、p41の測定結果が規制基準と比較できるよう、p143の振動規制法による区域指定状況を重ね合わせるべきである。

P45 衣浦港における潮位関係の図があるが、この図に護岸と埋立面の高さがわかるように記載すべき

である。台風等による高潮などに対する安全性を確認するための重要な要素である。

\*p64 「総水銀及び PCB については底質の暫定除去基準に適合し」とあるが、p153 の底質の暫定除去基準で PCB は 10ppm のため納得できるが、水銀(海域) については平均潮差、溶出率、安全率からの計算式があるため、この場合の具体的な基準濃度を示して確認ができるようにすべきである。

\*p73 海底の地質は一面に上層がシルト質粘土で覆われており、…最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に定める遮水層としての機能を有している。」と断定しているが、廃棄物処理法に基づくこの技術上の基準は「海底は「全面に厚さ5m以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル以下である地層」と定められている。方法書のp76~p78の地層想定断面図では5mぎりぎりの部分がある。このため説明会での質問に、「ご指摘の通り、非常にこの辺り、重要なところでございますので、必要に応じまして、土質調査を今後も実施いたしまして、それらについては透水性能を確認いたしまして、設計に反映をさせていくつもりでございます。」と答えているが、どのような土質調査を、どの地点で行い、どのような評価方法で、どのように設計に反映していくのか? こうしたことは事業計画の基本になるのだから、方法書の段階で明記すべきである。

\*p73 説明会での質問に、「沖積粘性土層というものが、一部層厚が足りない部分があるんですが、その下にですね、Tといういわゆる常滑層と呼んでいます固結粘性土と呼んでおりますシルト系のですね、そういう層がございまして、固結シルトというのは、透水性がない非常に水が通らない層でございますので、そういったものを合わせて考えておりますので、透水係数が10のマイナス6乗パーsec以下のシルト質の層があるというように考えております。」と答えているが、不充分である。粘性土で一部層厚が足りない部分の下に全て常滑層と呼ぶ固結粘性土があるのではなく、その間に洪積砂質土層、つまり砂の層があるところがあり、最終処分場の汚水はこの砂の層から海水に染み出していく。その砂の層の下にどんなに立派な粘土層があっても意味はない。 $p77 \ III - III$  断面のIII (既設護岸側) は粘土 $0 \sim 2 \ m$ の下に砂質土層がある。また、 $p78 \ V - V$  断面の  $Bor \ K \sim Bor \ J$  付近はぎりぎり $5 \ m$ の粘土の下に砂質土層がある。

\*p75 ボーリング柱状図として「Bor.-J」だけが本文に示され、他は資料で巻末になっているが、粘性土が5m あるかどうかが重要な要素なので、「Bor.-K」こそ記載すべきである。

 $*76\sim78$  地層想定断面図にボーリング結果が記載してあるが読み取りにくいため、資料編にボーリング柱状図としてあるようだが、「H3-⑤」はなぜ欠落しているのか、粘性土が 5m あるかどうか不安な部分であるため正直に方法書の段階で記載すべきである。

\*p79 活断層の文献調査で「事業実施区域の北東に活断層の疑いのある線状の地形が示されている。」 とある。それはp81 の地図によれば、埋立計画地からたった 200mしか離れていない。今後の調査計画になぜ活断層調査がぬけているのか?の説明会での質問に、「活断層についての調査というのは、環 境に関することということではないということで、方法書には記載しておりませんが、ご指摘の通り、活断層の疑いのある地形が近くにあるということでございますので、これについては、活断層調査というのを実施させていただきまして、環境性について確認を行って参る予定でございます。」と答えているが、活断層調査とはどのような項目を、どんな範囲で、どのように調査するのか?具体的に説明すべきである。

\*p79 また、活断層調査が環境に関するものではない、との説明はおかしい。活断層の近くで最終処分場を建設し、地震時に護岸や遮水シートが壊れれば環境にも大きな影響を与える。設計強度の基になる重要な調査だから、事業計画作成の調査として記載のない方法書を追加説明し、準備書では最初から記載すべきである。

\*p81 活断層の分布図が示されているが、出典の「愛知県活断層アトラス」(平成9年9月 愛知県防災会議地震部会)の図と重要な点で少しずつ異なっている。「事業実施区域の北東に活断層の疑いのある線状の地形(リニアメント)」は、日本化学の沖で止まっているのではなく、もっと長く、埋立計画地の北東護岸に50mほど引っかかっている。また、東大高撓曲は、図のように国道247号で止まるのではなく、そのまま南東方向へ伸びて埋立計画地の南西まで来ている。正確に表現し、慎重に活断層調査をすべきである。

- \* p 164 (11)環境保全に関する施策の内容として、「愛知地域公害防止計画」が掲げられているが、これは「平成 13 年 12 月に策定」した 5 か年計画で、平成 17 年度には終了している。終了した計画を掲げるべきではない。それとも 18 年度中に再々延長の見こみがあるのか。出典がここだけ「平成16 年版 環境白書」となっており、他の部分が「平成17 年版 環境白書」となっていることもおかしい。
- \*p164 (11)環境保全に関する施策の内容には、武豊町独自の制度を記載すべきである。例えば、武豊町環境保全条例での環境管理基準の設定 (第5条)、良好な環境の確保に関する協定(第16条)、規制基準の遵守等 (第20条)、土砂等運搬車の責務 (第61条)などを紹介し、最終処分場は工場等の定義に該当しなくても同等に規制基準等を遵守したり、公害防止協定を締結する姿勢を示すための準備をすべきである。
- \*p169 産業廃棄物処理施設の設置状況が示されているが、最終処分場の件数133件となっているが、 国の集計表(環境省ホームページ)では15年度末で愛知県の最終処分場設置数は153件となっている。 最終処分場が逼迫していると見せかけるため20件少なくしているのか。
- \*p171 環境影響評価の項目の選定で「水環境」のなかで「水質」、「底質」があるが、「地下水」が欠落している。最終処分場の技術上の基準には、遮水シートが漏れていないことを確認するため、最終処分場の周縁二箇所以上で地下水質を調査することとされている。海面部分はしょうがないにしても、最

終処分場西側は陸地と接した計画だから、この陸上部分での地下水質調査、予測、評価が必要である。

\* 「窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質」に関する p178「建設機械及び作業船の稼働」、p179 「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、p180「埋立・覆土用機械の稼働」、 p181「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」について、

「予測の基本的な手法」で「窒素酸化物、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質について、プルーム式及びパフ式に基づき理論計算により予測する」とあるが、主務省令で「大気の拡散式に基づく理論計算」とあるところを、具体的に、プルーム式及びパフ式と記述した点は評価するが、予測内容は、年平均値だけなのか、環境基準の長期評価である日平均値の年間 98%値や2%除外値も求めるべきである。

- \* また、1時間値の最大値は予測するのか。埋立予定地西側の住宅地への影響を検討するため東風の時の1時間値を予測すべきである。こうした点を方法書の段階で具体的に記載したうえで意見を求めるべきである。
- \* 「NOx、SO2、SPM」に関する p178「建設機械及び作業船の稼働」、p180「埋立・覆土用機械の稼働」について、「調査地域」が「事業実施区域周囲とする」とありながら、「予測地点」は「事業実施区域周辺」と表現が異なるのは何か意味があるのか。「事業実施区域周囲の範囲は、環境影響を受けるおそれがあると認められる武豊町及びその地先とする」(p21)との違いを明記すべきである。
- \* 「NOx、SO2、SPM」に関する p178「建設機械及び作業船の稼働」、p180「埋立・覆土用機械の稼働」について、「予測地点」は「事業実施区域の近傍にある大気汚染測定局及び事業実施区域周辺」とあるのは、まず大気汚染測定局での予測値を求めるとともに、事業実施区域周辺(囲)での等濃度レベル線を求めると理解できるが、主務省令では「環境影響を的確に把握できる地点」とされているように、最終処分場にもっとも近い住宅地近傍も予測地点とすべきである。
- \* 「NOx、SO2、SPM」に関する p179「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」について $\oplus$ 1、 $\oplus$ 2、 $\oplus$ 3で工事車両からだけの大気汚染予測を行うように読み取れるが、「建設機械及び作業船の稼働」を加えた予測をすべきである。
- \*p181 「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」」について●1、●3で運搬車両からだけの 大気汚染予測を行うように読み取れるが、供用中は「埋立・覆土用機械の稼働」を加えた予測をすべき である。
- \*「NOx、SO2、SPM」に関する p181「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」」についてullet 1、ullet 3 の 2 地点でしか予測しないが不充分である。「調査地域」を「当該車両が集中する沿道」としているが、主務省令は「環境影響を的確に把握できる地点」である。ullet 1 のもっと北側の既存の臨港道路武豊線沿線も予測地点とすべきである。
- \* 「粉じん等」に関する p182「建設機械及び作業船の稼働」、p183「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、p183「埋立・覆土用機械の稼働」、p184「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」について、「予測の基本的な手法」で「降下ばいじん量の算出式により定量的に予測する」とは具体的にどのような算出式なのか明記すべきである。こうした点を方法書の段階で具体的に記載したうえで意見を求めるべきである。

- \* 「粉じん等」に関する p182「建設機械及び作業船の稼働」、p183「埋立・覆土用機械の稼働」について、「予測地点」は「事業実施区域の近傍にある大気汚染測定局及び事業実施区域周辺」とあるのは、まず大気汚染測定局での予測値を求めるとともに、事業実施区域周辺(囲)での等濃度レベル線を求めると理解できるが、主務省令では「環境影響を的確に把握できる地点」とされているように、最終処分場にもっとも近い住宅地近傍も予測地点とすべきである。
- \* 「粉じん等」に関する p183「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、 p184「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」は、NOx、SO2、SPM と同様に現地調査を行うべきである。それでなければ、「予測地点」で「運行経路周辺の代表地点」は実行できない。それとも、現況濃度は無視するつもりなのか。
- \*「騒音」に関する、p186「建設機械及び作業船の稼働」、p187「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、p188「埋立・覆土用機械の稼働」、p188「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」、p189「浸出液処理施設の稼働等」について、「予測の基本的な手法」で「音の伝播理論に基づく予測式による計算とする」とは具体的にどのような算出式なのか明記すべきである。こうした点を方法書の段階で具体的に記載したうえで意見を求めるべきである。
- \*「騒音」に関する、p187「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、p188 「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」で、「調査すべき情報」は不充分である。主務省令では「騒音の状況、交通量」のほかに「道路の沿道の状況」が必要とされている。特に工事中の影響が大きいと思われる国道 247 号沿道の建物の用途、構造、自動車走行の頻度、歩道の設置状況などは騒音予測結果を評価する際に重要な要素となるため調査する必要がある。
- \*「騒音」に関する、p188「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」で●1、●3の2地点でしか予測しないが不充分である。「調査地域」を「当該車両が集中する沿道」としているが、主務省令は「環境影響を的確に把握できる地点」である。●1のもっと北側の既存の臨港道路武豊線沿線も予測地点とすべきである。特に、北側1kmの西側は南保育園を含む住宅地であり、環境への影響が考えられる。
- \*「振動」に関する p191「建設機械及び作業船の稼働」、p192「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、p193「埋立・覆土用機械の稼働」、p193「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」について、「予測の基本的な手法」で「振動の伝播理論に基づく予測式による計算とする」とは具体的にどのような算出式なのか明記すべきである。こうした点を方法書の段階で具体的に記載したうえで意見を求めるべきである。
- \*「振動」に関する p192「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、p193 「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」について、「予測の基本的な手法」で「振動の伝播理論に基づく予測式による計算とする」とあるが、主務省令でさえ「振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算」と具体的に示している。この程度までは具体的に記載すべきである。こうした点を方法書の段階で具体的に記載したうえで意見を求めるべきである。
- \* 「振動」に関する p193「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」で●1、●3の2地点で

しか予測しないが不充分である。「調査地域」を「当該車両が集中する沿道」としているが、主務省令は「環境影響を的確に把握できる地点」である。1のもっと北側の既存の臨港道路武豊線沿線も予測地点とすべきである。特に、北側 1 km の西側は南保育園を含む住宅地であり、環境への影響が考えられる。

- \* 「悪臭」に関する p194「廃棄物の存在・分解」で「調査期間等」が「二季」となっているが、まず、その二季が春夏秋冬のどの季節かを明記すべきである。また、悪臭は気象条件で大きく変化するための 1 日 1 回の調査では現況を把握できない恐れがある。少なくとも最終処分場の西側にある住宅地への影響が把握できる東風の時期を含めて追加すべきである。
- \*「水の汚れ(化学的酸素要求量、全窒素、全燐)」に関する p197「 廃棄物最終処分場の存在」、p198 「浸出液処理水の排出」について、「予測の基本的な手法」で「多層レベルモデル(流れ)及び物質循環モデル(水質)を用いた計算」とあるが、多層レベルとはまさか、表層と底層の 2 層ではないと思うが、これだけの出っ張りを衣浦港内に計画するのだから、それこそ多層で慎重な潮流予測を実施し現況再現性を確認すべきである。
- \* また、物質循環モデルは、何と何がどのように関わるモデルを用いるか、底泥からの溶出は含んでいるのか、こうした点を方法書の段階で具体的に記載したうえで意見を求めるべきである。
- \*「水の濁り」に関する p201「護岸等の施工」、p201「浸出液処理水の排出」について、「予測の基本的な手法」で「多層レベルモデルによる計算」とあるが、それこそ多層で慎重な潮流予測を実施すべきである。こうした点を方法書の段階で具体的に記載したうえで意見を求めるべきである。
- \*p217 「主要な眺望点及び景観資源ならびに主要な眺望景観」で「調査地点」が武豊緑地と富貴ョットハーバーの二地点とされているが、北側 1km 以内の中山製鋼の岸壁はつり場にもなり、中山製鋼がヨットの係留場として貸している。これらからの景観も調査地点に追加すべきである。
- \* 財団法人愛知臨海環境整備センターのホームページに方法書、概要版、パンフレットをアップしていることは、評価できるが、記者発表資料や武豊町広報への折込みチラシなどでその旨及びアドレスを積極的に広報すべきである。武豊町議会や説明会で一言いうだけでは不充分である。
- \* 概要版を説明会で配布することも事前に広報すべきである。
- \* 方法書の段階では義務付けられていない概要版を作成し、部分的に配布していることは評価できるが、内容は非常にわかりにくい。以下の点を改善すべきである。① 本論である「4 環境への影響に関する調査・予測・評価の方法」が、p24「4-1 調査・予測・評価の方法の概要」のあと、p25「4-2 建設工事による…」、p39「4-3 最終処分場の存在等による…」となっているが、方法書本文の構成(p179~)は大気、水質などの環境要素毎に、建設工事、最終処分場の存在等となっているため、比較検討しずらい。どちらかに統一すべきである。

- \*② 「5 皆さまのご意見を募集します」p57が、長々と続く調査・予測・評価の方法のあとに2頁 あるだけでわかりにくい。「はじめに 環境影響評価の手続きについてご説明します」の次に記載すべきである。
- \*③ 「参考 1 廃棄物最終処分事業について」p59 は、現在、財団法人愛知臨海環境整備センターが知多市で埋立事業を行っている内容だが、「こうして得た経験や工夫を衣浦 3 号地で計画している事業に活かし…」というなら、第 1 に、進入道路の指定をどう行い、どう守らせているかを記載すべきである。
- \*④ 第2に、溶出試験結果を確認とは、どの程度の値まで許容しているのか、国の基準より厳しい受入基準の内容を具体的に記載すべきである。
- \*⑤ 第3に、廃棄物の搬入段階で「運搬車両、廃棄物の性状、著しい悪臭の有無、書類等に問題ないか確認のうえ、受け入れます」とあるが、運搬車両の何を、誰が、どう確認するのか。廃棄物の性状はどんな点を、誰が、どう確認するのか。問題があった場合はどうするのかなどを具体的に記載すべきである。
- \*⑥ 第4に、「排水は浸出液処理施設で基準値以下にまで処理し」とあるが、基準値とはなにか、廃棄物処理法に基づく値より厳しい知多市との協定と思われるが、それはどんな値なのか。また、放流水質の実績はどうかを記載すべきである。
- \*⑦ 第5に、「処分場の内水を循環するなどして、悪臭の発生を防止しています」とあるが、そうした対策を取るようになったきっかけで新聞でも大きく報道された悪臭事件を記載すべきである。
- \*8 この他、新聞で大きく報道され、何日も鎮火しなかった火災についても、その原因、その対策を含めて記載すべきである。
- \*⑨ 「はじめに 環境影響評価の手続きについてご説明します」で p1「皆さま」、p2「住民の皆さま」、p2「皆さま」、p2「皆さま」、p2「地域の皆さま」、p3「皆さま」とばらばらだが、何か意味はあるのか。例えば、「地域の皆さまが環境の面から重要と考えられているもの、心配に思われていることについて、ご意見を伺うものです。」については、意見書の提出者を地域に限定するものであり、環境影響評価法の「環境の保全の見地からの意見を有する者」という誰でもが意見を出せるという主旨に反するため、表現を改めるべきである。
- \*⑩ 用語集 p65 の「要請限度」は騒音と振動が混乱している。騒音、振動ともに、公安委員会には道路交通法の措置を要請するということでいいが、道路管理者に対しては「道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕の措置をとるべきことを要請するものとされている」という表現は不足している。振動規制法第 16 条では「道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」とある。また、騒音について道路管理者に対する措置が欠落している。騒音規制法第 17 条では「都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」だけではなく、「当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。」とされている。そもそも県環境部からして環境白書で「」(16 年版環境白書)と市町村長の権限を限定する方向の誤った説明をしていたぐらいだからしょうがないにしても、正しく説明すべきである。